

豊前市建設工事競争入札参加者（市内業者）格付及び選定要領

（趣旨）

第1条 この要領は、本市の建設工事競争入札参加者の市内業者としての資格認定に際し、工事種別ごとに等級へ区分する場合の基準等について定めるものとする。

2 前項の「等級」とは、豊前市建設工事に係る指名競争入札参加者の審査等に関する要綱第6条第1項において工事種別ごとに定める等級をいう。

（格付基準）

第2条 競争入札参加者は、客観的事項及び主観的事項に基づいて各等級へ格付けるものとする。

（客観的事項）

第3条 客観的事項は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事が行った経営に関する審査結果（以下「経営事項審査結果」という。）による工事種別毎の総合評定値P（以下「客観点」という。）を経審点とする。

（主観的事項）

第4条 主観的事項の項目及び点数は、次の各号に定めるとおりとする。この場合において、算出された点数に小数点第一位以下の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

1 工事成績に基づく点数

（1）前年度完成した業者毎の各工事（1件の契約金額が130万円以下の工事は除く。）における工事成績評定表の平均点数から基準点（65点）を控除した点数を5倍した点数。なお、工事成績のない者は0点とする。

2 本市発注工事の契約実績に応じた点数

（1）前年度の本市の発注工事（1件の契約金額が130万円以下の工事は除く。）の契約実績に応じ、別表1に定める点数。なお、契約実績の無い者は0点とする。

3 業者の実態による施行能力判定点数

（1）建設業の許可区分により能力判定区分を次のとおりとする。

特定建設業の許可を有するもの 10点

（2）常時雇用する管理技術者の数による能力判定区分は次のとおりとする。

管理技術者（資格者証の交付を受けた者、又は実務経験10年以上の者）

管理技術者数 3人以上・・・・・・・・30点

〃 2人・・・・・・・・20点

〃 1人・・・・・・・・10点

4 子育て応援宣言企業への点数

（1）仕事と子育ての両立支援の取り組みを経営トップが自ら宣言し、県に登録した者 3点

5 地域貢献企業への点数

- (1) 災害時応援登録をした者で、災害発生時応援を実施した者及び市道の草取り、カーブミラー、ガードレール等の清掃活動が各事業課から報告書として提出された者
1件につき2点、5件10点を上限とする。

6 特別徴収実施企業への点数

- (1) 市県民税において特別徴収を実施している者 10点

7 豊前市消防団協力事業所への点数

- (1) 豊前市消防団協力事業所の認定を受けている者 10点

(総合点数)

第5条 競争入札参加者の客観的事項の点数と、前条の規定により算出した主観的事項の点数の合計点数を、その者の総合点数とする。

(業者の格付基準)

第6条 土木一式工事、舗装工事の等級別格付基準は、前条の総合点数に応じて、それぞれ別表2に定める業者等級別格付及び発注基準表によるものとする。

- 2 前年度に完成した土木一式工事及び舗装工事において、工事成績評定55点以下が1件以上ある者は、それぞれ別表3に定める業者等級別格付に応じた発注基準表によるものとする。

(競争入札における新規登録業者の取扱い)

第7条 市内に営業拠点である本店・支店又は営業所を設置し、新たに市内業者として競争入札参加資格登録をする者（以下「新規登録業者」という。）は、本市が発注する土木一式、舗装及び建築工事に関して、次の各号に掲げる規定により取り扱うものとする。

- (1) 新規登録業者は、登録した年度から3年間は習熟期間として本市が発注する土木一式、舗装及び建築工事の一般競争入札に参加することができない。
- (2) 登録した年度から4年度目については、土木一式工事及び舗装工事の最下位の等級として格付けを行い、本市が発注する土木一式、舗装及び建築工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる。
- (3) 登録した年度から5年度目以降については、工事成績評定点が65点未満の点が1件以上あった者又は工事成績実績がなかった者は、等級を据え置くものとし、それ以外の者については、総合点数等級までは1年に1等級上がるものとして格付けを行い、本市が発注する土木一式、舗装及び建築工事の一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる。
- 2 市内に本店を設置していない者は、本市が市内業者を対象に発注する工事に係る一般競争入札に参加することができない。ただし、平成21年5月31日以前において、市内に支店又は営業所を設置し、市内業者として通算5年以上登録された者は、この限りでない。

別表 1

契約実績	加算点
5,000 万円以上	30 点
4,000 万円～5,000 万円未満	25 点
3,000 万円～4,000 万円未満	20 点
2,000 万円～3,000 万円未満	15 点
1,000 万円～2,000 万円未満	10 点
1,000 万円未満	5 点
契約実績無し	0 点

別表 2

(1)土木一式工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額 (一般競争入札対象)
等級	総合数値	
A	800 点以上	1,000 万円以上
B	600 点以上～800 点未満	2,500 万円未満
C	600 点未満	1,000 万円未満
D	新規登録業者(4年度目)	700 万円未満

(2)舗装工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額 (一般競争入札対象)
等級	総合数値	
A	600 点以上	全額
B	600 点未満	1,000 万円未満
C	新規登録業者(4年度目)	700 万円未満

(3)土木一式・舗装・建築工事

新規登録業者(習熟期間)	500 万円未満
--------------	----------

別表 3

(1)土木一式工事

等級	請負工事標準額
A	1,000 万円～2,000 万円未満
B	1,500 万円未満
C	700 万円未満
D	500 万円未満

(2)舗装工事

等級	請負工事標準額
A	2,000 万円未満
B	700 万円未満
C	500 万円未満

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日より施行する。

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日より施行する。

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

この要領は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

業者用

等級別格付及び発注基準表 1

(1)土木一式工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額 (一般競争入札対象)
等級	総合数値	
A	800 点以上	1,000 万円以上
B	600 点以上～800 点未満	2,500 万円未満
C	600 点未満	1,000 万円未満
D	新規登録業者(4年目)	700 万円未満

(2)舗装工事

業者等級区分及び基準数値		請負工事標準額 (一般競争入札対象)
等級	総合数値	
A	600 点以上	全 額
B	600 点未満	1,000 万円未満
C	新規登録業者(4年目)	700 万円未満

(3)土木一式・舗装・建築工事

新規登録業者(習熟期間)	500 万円未満
--------------	----------

等級別格付及び発注基準表 2

(前年度の土木一式工事又は舗装工事の成績評定 55 点以下が 1 件以上ある者)

別表 3

(1)土木一式工事

等級	請負工事標準額
A	1,000 万円～2,000 万円未満
B	1,500 万円未満
C	700 万円未満
D	500 万円未満

(2)舗装工事

等級	請負工事標準額
A	2,000 万円未満
B	700 万円未満
C	500 万円未満